

Okakenkyo News Letter

2025
6月
862号

岡山県建設業協会 **会報**

- ②令和7年度 定時総会
- ⑤令和7年度 表彰式
- ⑩協会からの要望に対する措置状況
(令和7年度岡山県当初予算)
- ⑪社会人基礎研修を実施
- ⑫岡山県下公共工事の動向 (5月分)
- ⑬建退共だより
- ⑱法律相談コーナー
- ⑲建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑳建設業総合補償制度のご案内
- ㉑北方領土問題キャッチコピーの募集
- ㉒岡山県からのお知らせ



普門寺[真庭市] (提供：岡山県観光連盟)

令和7年度 定時総会

◎事業計画・予算決定



去る5月28日（水）午後3時から岡山市中区浜の「岡山プラザホテル」において、一般社団法人岡山県建設業協会の定時総会、建設業労働災害防止協会岡山県支部の通常総会を開催しました。（一社）岡山県建設業協会定時総会の出席者は502名（委任状を含む）でした。

【報告事項】として（1）令和6年度事業報告（2）令和7年度事業計画（3）令和7年度収支予算書について事務局から説明を行いました。

【決議事項】として、第1号議案 令和6年度決算の承認について事務局から説明を行った後、監査報告がなされ、出席者全員が、異議なく承認しました。

第2号議案 理事の選任があり、吉備地域から高見 郁氏が新たに理事に選任されました。

一般社団法人 岡山県建設業協会定時総会

【報告事項】

(1) 令和6年度事業報告について

(2) 令和7年度事業計画について

I 重点事項

1 建設業の継続性の確保

- (1) 働き方改革の推進に不可欠な適正利潤の確保
- (2) 陳情体制の強化
- (3) 担い手3法の適切な運用
- (4) 若年労働者の確保・育成・定着促進等
- (5) 建設キャリアアップシステムの普及促進
- (6) 建退共電子申請方式の利用促進
- (7) 建設業における生産性向上、建設技術者の技術力向上の取組

2 地域建設業の社会基盤強化への貢献

- (1) 防災対応等に係る諸課題への取組の強化
- (2) 社会的評価の向上

3 その他事業・行事の開催

- (1) 建設関係功労者の表彰
- (2) 建設事業殉職者の慰霊祭
- (3) 関係機関、諸団体等との意見交換、情報交換等の実施

II 事業種別及び概要

- 1 総会、役員会等の開催
- 2 研修会、講習会の実施
- 3 協議会等の開催
- 4 制度の利用促進
- 5 調査研究、提言・要望
- 6 建設労働者確保育成事業の実施
- 7 啓発・広報
- 8 表彰・慰霊祭・その他

(3) 令和7年度収支予算書について

【決議事項】

第1号議案 令和6年度決算の承認について

第2号議案 理事の選任について

建設業労働災害防止協会岡山県支部 通常総会

第1号議案 令和6年度事業報告の承認について

第2号議案 令和6年度決算の承認について

第3号議案 令和7年度事業計画の承認について

○ 労働災害防止重点実施事項

- 1 労働災害防止活動・運動の展開
- 2 会員が実施する事項

○ 事業

- 1 広報
- 2 災害防止運動等（週刊・月間・大会等）の展開
- 3 リスクアセスメントに関する教育、普及を促進し、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）構築を促進
- 4 各種講習会、安全衛生教育
- 5 安全管理士、安全指導者による安全衛生活動の支援活動の促進
- 6 安全衛生研究会（旧建設災害防止研究会）による安全衛生管理活動の支援
- 7 安全優良職長支援ネットワーク事業
- 8 事務局体制の整備

第4号議案 令和7年度予算の承認について

令和7年度 表彰式



去る5月28日（水）午後4時から岡山市中区浜の岡山プラザホテルにおいて、ご来賓出席のもと、全国建設業協会会長表彰の伝達式及び当協会会長表彰式を行い、92名の功労者が受賞されました。また、伊原木岡山県知事をはじめ小林岡山県議会副議長、林国土交通省中国地方整備局長、森實岡山労働局長から祝辞をいただきました。

なお、受賞者名簿は、当会ホームページの会員専用ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

会長挨拶

一般社団法人 岡山県建設業協会
会長 荒木 雷太

本日は、岡山県建設業協会の表彰式を開催いたしましたところ、大勢の方にご参加をいただきまして、ありがとうございます。

また、受賞された方々も大勢ご出席をしていただきまして、誠にありがとうございます。あわせて、お忙しい中、多数のご来賓の方々にご臨席賜り、花を添えていただきまして、誠にありがとうございます。

今日の表彰式は、事業主として、建設会社の代表として、長年、会社の経営にご尽力され、また、「地域の守り手」として、地域に根差して、地域の抱える課題等に対して真摯に対応してこられるなど社会貢献活動にも取り組まれながら実績を挙げてこられた、そういった事業主の方々のご功績を顕彰するとともに、従業員として、長年、建設業に携わってこられた方々、お一人お一人は、若い頃から経験を積み重ねながら技術や技能を習得され、そして、それが会社の知見となり、会社を発展させる原動力として活躍をされてこられた方々、会社の中では、お一人お一人のキャリアと実力が周りの皆さんから認められて、重要な存在となり会社の支えとして、今まさにご活躍の真最中であらう方々に対して、心から感謝しその栄誉を称えるものです。

皆様方には、本日のお祝いの日を節目として、これまでのご活躍を実感していただくとともに、引き続き、建設業の健全な発展に向けて、更なる活躍をしていただければと思っております。

私ども協会は、日々、建設業で働く方々が働きやすくなるように、そして、次の時代につながる持続可能な業界になるように心がけて、今、幹部の皆さんと一緒に取り組んでいるところです。

昨年の春に、担い手3法という建設業で働く人たちのための法律改正が行われましたけれども、実際にこの法律の改正に魂を入れていくには、この数年間でどれだけ制度の運用を変えられるかというところが大きなポイントになると思います。

そういう意味で、私たちは、真正面から、行政の方々、法律を運用される方々に対して真摯に現場の実情というものをしっかり説明して、その運用を変えていただく努力を続けています。

今後とも建設業界が、魅力的で持続可能な業界になるよう、精一杯努力してまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日受賞なされた方々をはじめ、ご列席いただいた皆様方のご健勝とご発展を祈念いたしまして、私のあいさつといたします。

本日はおめでとうございます。

来賓祝辞

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県建設業協会の会員の皆さまにおかれましては、平素から、災害発生時における初動対応や応急復旧活動に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、長年にわたるご功績に対し、栄えある表彰を受けられた皆さま方に、心からお祝い申し上げますとともに、さらなる建設業界の発展にご尽力いただきたいと存じます。

さて、県では、本年度からスタートした「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」の目標達成に向け、将来を見据えた視点に立ち、地域の発展に全力で取り組んでまいります。

土木関係で申しますと、激甚化・頻発化する自然災害や近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などに備えるため、安全・安心な県土づくりを着実に進めていくほか、国際拠点港湾である水島港の機能強化に取り組むとともに、中四国における陸海空の広域交通網のクロスポイントという優位性を一層高めるため、高速道路を補完する地域間連絡道路の整備や交通渋滞の緩和などに重点的に取り組んでまいります。

また、社会資本整備の担い手であり、地域社会の安全・安心の担い手でもある地域建設産業の持続性を確保する観点から、県内企業への優先発注などに努めるとともに、高校生を対象とした現場見学会や、企業情報説明会の開催などにより、次の時代を担う人材の確保と定着に、しっかりと取り組んでまいります。

さらに、魅力ある建設現場を創出するため、昨年4月から、県が発注する原則すべての工事について、週休2日工事を実施するとともに、デジタルデータとデジタル技術の活用による建設分野におけるDXの推進などにより、建設産業の発展を後押ししてまいりたいと考えております。

今後とも、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現に向け、各種施策に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、皆さまのお力添えを、心からお願い申し上げます。

結びに、岡山県建設業協会のますますのご発展と、会員の皆さまのご活躍を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

～来賓祝辞～

次の方々からご祝辞をいただきました

岡山県知事	伊原木 隆太	殿	(代読 副知事)
岡山県議会副議長	小林 義明	殿	
国土交通省中国地方整備局長	林 正道	殿	(代読 建設情報・施工高度化技術調整官)
岡山労働局長	森實 久美子	殿	(代読 労働基準部長)

～来賓出席者～

衆議院議員	逢沢 一郎	殿	代理
財務大臣 衆議院議員	加藤 勝信	殿	代理
文部科学大臣 衆議院議員	阿部 俊子	殿	代理
衆議院議員	山下 貴司	殿	代理
//	平沼 正二郎	殿	代理
参議院議員	石井 正弘	殿	代理
//	小野田 紀美	殿	代理
岡山県警察本部長	工藤 陽代	殿	代理 (組織犯罪対策第一課長)
国土交通省中国地方整備局	岡山河川事務所長 小平 剛弘	殿	
国土交通省中国地方整備局	岡山国道事務所長 樋口 恒一郎	殿	
国土交通省中国地方整備局	岡山営繕事務所長 中田 浩二	殿	
岡山県土木部都市局長	川上 次郎	殿	
岡山県土木部技術総括監	光畑 一良	殿	
岡山県土木部監理課長	宗田 勝志	殿	
岡山県土木部技術管理課長	守屋 正義	殿	
備前県民局建設部長	田村 和久	殿	
備中県民局建設部長	清水 一仁	殿	
美作県民局建設部長	竹内 毅	殿	
矢掛町長	山岡 敦	殿	
鏡野町長	瀬島 栄史	殿	
高梁市長	石田 芳生	殿	代理 (副市長)
岡山市理事	平澤 重之	殿	
(公財)岡山県建設技術センター理事長	樋之津 和宏	殿	
(一社)岡山県建築士会 会長	塩飽 繁樹	殿	
(一社)岡山県建築士事務所協会 会長	山田 暁	殿	
西日本建設業保証(株) 岡山支店長	福島 潤	殿	
(一社)岡山県建設業協会 顧問弁護士	小林 裕彦	殿	
岡山県建設青年交流会 会長	則本 真二	殿	

～祝 電～

次の方々より祝電をいただきました。

全国建設業協会会長	今井 雅則 殿	岡山県町村会長	小倉 博俊 殿
衆議院議員	逢沢 一郎 殿	岡山市長	大森 雅夫 殿
財務大臣 衆議院議員	加藤 勝信 殿	倉敷市長	伊東 香織 殿
文部科学大臣 衆議院議員	阿部 俊子 殿	井原市長	大舌 勲 殿
衆議院議員	山下 貴司 殿	新見市長	石田 實 殿
//	平沼 正二郎 殿	赤磐市長	前田 正之 殿
参議院議員	石井 正弘 殿	里庄町長	加藤 泰久 殿
//	小野田 紀美 殿	西日本建設業保証(株)取締役社長	
//	佐藤 信秋 殿	菱田 一 殿	
岡山県議会議員	上田 勝義 殿	(一財)建設業情報管理センター西日本支部長	
自民党岡山県参議院選挙区 第三支部長		泉 正浩 殿	
	小林 孝一郎 殿		



協会からの要望に対する措置状況 (令和7年度岡山県当初予算)

令和7年5月15日

一般社団法人岡山県建設業協会
会 長 殿

自由民主党岡山県議団

令和7年度岡山県予算編成に関する
要望に対する措置状況の送付について

謹啓 春暖の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴団体から提出されました要望事項につきまして、別添のとおり、措置状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。ご参考までに、回答毎に岡山県の担当部を記入しておりますので、内容の詳細確認等の際にご活用ください。

なお、連名による陳情をされた団体は、代表として貴団体のみに送付しておりますのでご承知おき願います。

今後とも何卒よろしく願いいたします。

謹白

建設関係予算の確保について

昨年の国土強靱化基本法の改正に伴い、国土強靱化実施中期計画の策定が法定化され、引き続き、国土強靱化に計画的かつ着実に取り組むこととなりました。

については、令和7年度以降、防災・減災、国土強靱化等に必要十分な予算が継続的かつ安定的に確保されるようご尽力をお願いします。

(措置状況)

社会保障関係費の累増や物価高騰の影響などで、依然として県財政は厳しい状況にあるが、公共事業による社会資本整備は、県民の生命や財産を守り、社会経済活動を支える重要なものであると考えている。また、近年、全国各地で大規模な災害が発生し、事前の防災・減災への取組に対する重要性が高まっていることから、安全・安心な県土づくりに必要な予算が安定的・継続的に確保できるよう、引き続き、国に対し、様々な機会を捉え要望するとともに、県としても、国の補助金や有利な起債を最大限活用しつつ、事業量の確保に努めてまいりたい。

(土木部)

社会人基礎研修を実施

建設産業における担い手の確保、育成の観点から、会員企業の新入社員の方々を対象として、個社では困難な実際の社会で役に立つビジネスマナーやコミュニケーションを通じた研修を実施し、社会人としての基本の習得、労働安全衛生に対する理解、受講者が入社後スムーズに会社及び建設業界に定着する一助となることを目的として、社会人基礎研修を実施しました。

なお、この研修は、西日本建設業保証株の提供により実施されました。

研修の概要

- (1) 研修機関：三田建設技能研修センター（兵庫県）
- (2) 対象者：支部を通じ募集した建設業協会会員企業の就職内定者等
18名
- (3) 研修期間：令和7年4月15日（火）～4月17日（木）
令和7年5月13日（火）～5月15日（木）



岡山県下公共工事の動向 〈5月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

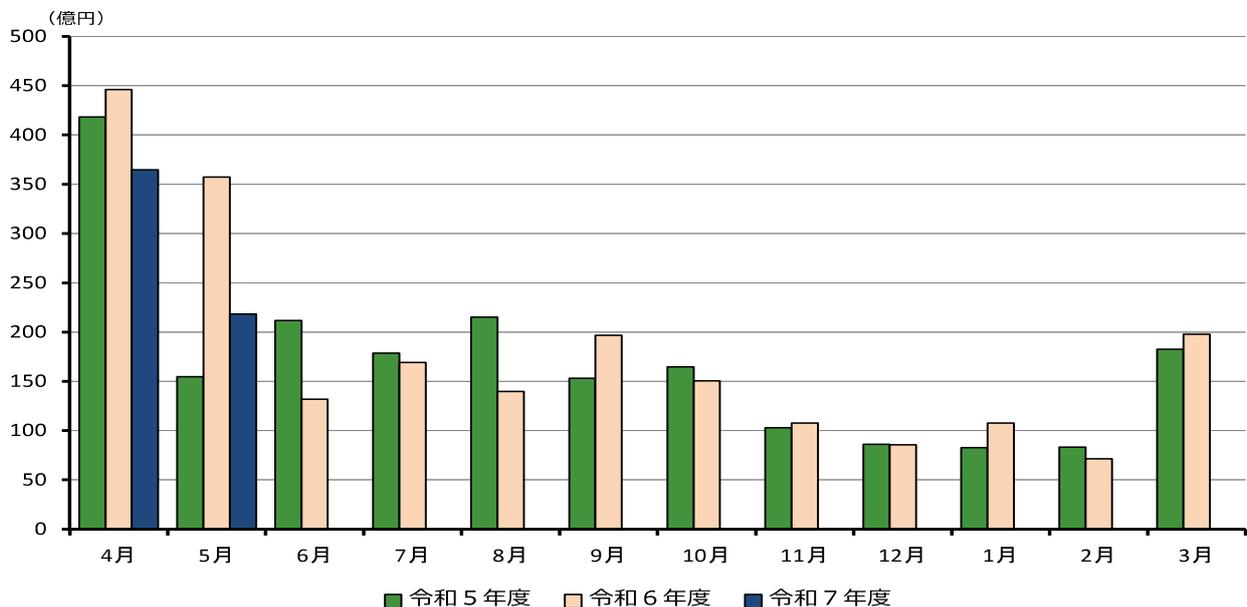
I. 単月（令和7年5月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	13	1,296	▲3	▲1,998	▲18.7%	▲60.6%
	独立行政法人等	2	3,008	▲1	2,183	▲33.3%	264.7%
	岡山県	78	2,258	▲12	▲439	▲13.3%	▲16.3%
	市町村	134	4,701	▲33	▲19,877	▲19.8%	▲80.9%
	その他公共的団体	5	10,565	1	6,221	25.0%	143.2%
合計	232	21,829	▲48	▲13,910	▲17.1%	▲38.9%	
令和6年度	280	35,739	28	20,265	11.1%	131.0%	
令和5年度	252	15,474	▲7	▲313	▲2.7%	▲2.0%	
令和4年度	259	15,787	47	6,096	22.2%	62.9%	
令和3年度	212	9,691	▲23	▲4,941	▲9.8%	▲33.8%	

月別請負金額の推移



Ⅱ. 累計（令和7年4月～令和7年5月）

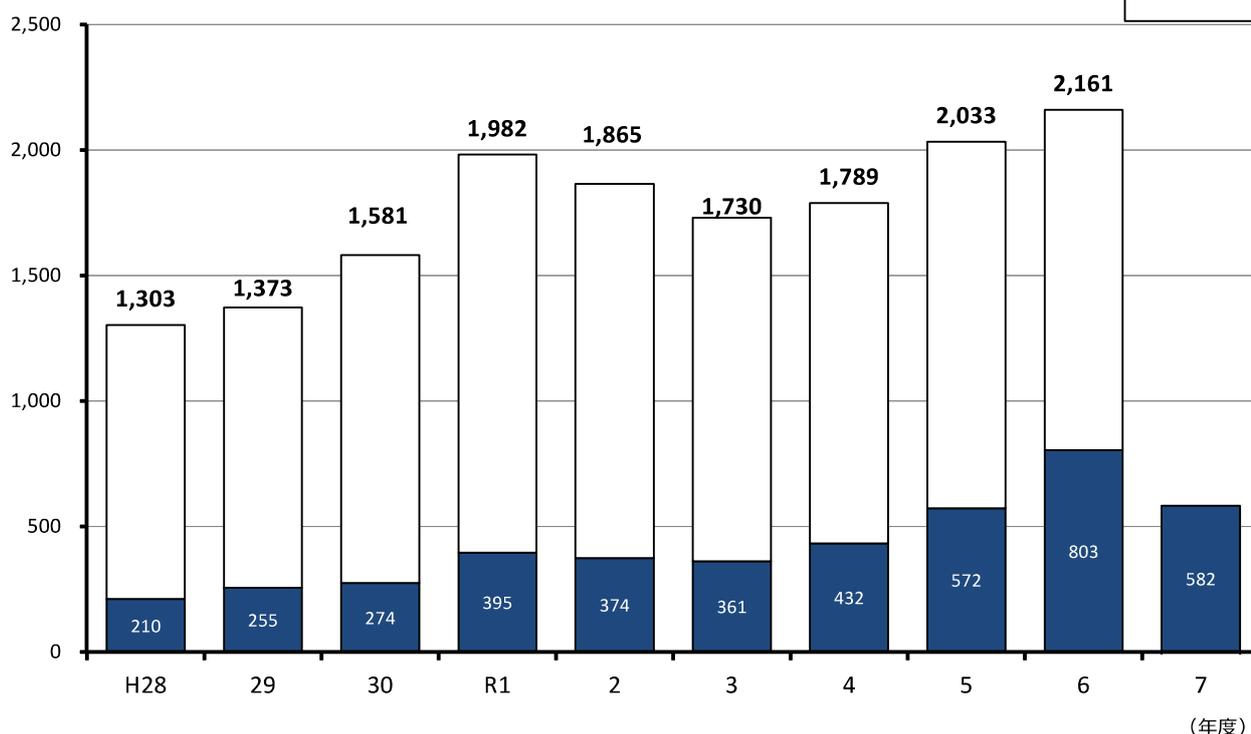
1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	29	4,907	5	384	20.8%	8.5%
	独立行政法人等	19	11,864	▲2	510	▲9.5%	4.5%
	岡山県	237	7,662	1	▲490	0.4%	▲6.0%
	市町村	233	22,804	▲37	▲26,990	▲13.7%	▲54.2%
	その他公共的団体	6	11,034	▲6	4,519	▲50.0%	69.4%
合計	524	58,274	▲39	▲22,067	▲6.9%	▲27.5%	
令和6年度	563	80,341	44	23,057	8.5%	40.3%	
令和5年度	519	57,284	▲23	14,017	▲4.2%	32.4%	
令和4年度	542	43,267	27	7,130	5.2%	19.7%	
令和3年度	515	36,137	16	▲1,270	3.2%	▲3.4%	

月別請負金額の推移

■5月末累計



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	15,704	▲15,776	▲50.1%	国	2,722	970	55.4%
				独法等	910	▲1,481	▲61.9%
				岡山県	2,366	▲547	▲18.8%
				市町村	9,493	▲13,545	▲58.8%
				その他	211	▲1,173	▲84.7%
東備地区	1,390	▲1,891	▲57.6%	国	146	146	<
				独法等	673	▲1,715	▲71.8%
				岡山県	497	▲218	▲30.5%
				市町村	72	▲104	▲59.0%
				その他	0	0	-
倉敷地区	15,260	▲9,135	▲37.4%	国	713	▲931	▲56.6%
				独法等	1,790	1,790	<
				岡山県	999	▲390	▲28.1%
				市町村	11,156	▲9,261	▲45.4%
				その他	600	▲341	▲36.3%
井笠地区	12,979	5,845	81.9%	国	905	79	9.7%
				独法等	710	▲520	▲42.3%
				岡山県	665	151	29.6%
				市町村	700	326	87.2%
				その他	9,996	5,807	138.7%
高梁地区	431	▲2,480	▲85.2%	国	25	25	<
				独法等	0	0	-
				岡山県	176	62	54.4%
				市町村	229	▲2,568	▲91.8%
				その他	0	0	-
新見地区	2,367	1,717	264.4%	国	69	60	689.9%
				独法等	1,679	1,436	592.2%
				岡山県	449	129	40.7%
				市町村	169	90	114.5%
				その他	0	0	-
真庭地区	7,076	892	14.4%	国	24	▲4	▲15.4%
				独法等	6,101	1,508	32.8%
				岡山県	774	▲115	▲12.9%
				市町村	175	▲496	▲73.9%
				その他	0	0	-
津山地区	1,775	▲141	▲7.4%	国	113	▲33	▲22.7%
				独法等	0	▲506	-
				岡山県	750	90	13.8%
				市町村	684	81	13.6%
				その他	226	226	<
勝英地区	1,290	▲1,096	▲45.9%	国	184	70	61.8%
				独法等	0	0	-
				岡山県	982	346	54.6%
				市町村	123	▲1,513	▲92.5%
				その他	0	0	-
合計	58,274	▲22,067	▲27.5%	国	4,907	384	8.5%
				独法等	11,864	510	4.5%
				岡山県	7,662	▲490	▲6.0%
				市町村	22,804	▲26,990	▲54.2%
				その他	11,034	4,519	69.4%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
中小計	468	17,683	▲38	▲5,594	▲7.5%	▲24.0%
大手計	33	20,977	2	10,440	6.5%	99.1%
共同企業体	23	19,613	▲3	▲26,913	▲11.5%	▲57.8%
合計	524	58,274	▲39	▲22,067	▲6.9%	▲27.5%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
土木	315	24,592	▲13	1,643	▲4.0%	7.2%
建築	57	14,557	▲14	▲24,761	▲19.7%	▲63.0%
電気	21	3,493	▲17	▲2,109	▲44.7%	▲37.6%
管	17	3,212	▲9	▲3,305	▲34.6%	▲50.7%
測量・調査・設計	80	1,158	4	173	5.3%	17.6%
その他	34	11,259	10	6,292	41.7%	126.7%
合計	524	58,274	▲39	▲22,067	▲6.9%	▲27.5%

(建退共だより)

退職金請求書について

- 退職金の支払いは、請求書を受付してからおおよそ**1ヶ月**かかります。
(必要書類の不備や請求書記入欄への正確な記載がされていない場合は、**支払いが遅れる**ことがありますのでご了承ください。)
- この退職金請求書は自動読取処理を行いますので、**枠内に黒のボールペンではっきりとご記入**ください。
- 退職金の請求のしかた・必要書類について
 - ・退職金請求書に**共济手帳**と**退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)**、**振込先金融機関の口座内容が確認できる書類**、**住民票**(マイナンバー(個人番号)のあるもの、発行年月日から3ヶ月以内、コピー不可、住民票謄本の場合は切り離し無効)、**身元確認書類の写し**を添えて各都道府県支部にご提出ください。
 - ・遺族請求の場合は、被共济者と請求人の関係等により戸籍謄本等の提出書類が異なりますので、詳細については提出先となる各都道府県支部へお問い合わせください。

ご質問の多い部分をこの用紙ではご説明させていただいております。
より詳しい書き方については、「**退職金請求手続きのご案内**」をご参照ください。

退職金請求書の記入方法について

1. 請求書上部の記入例

1. 退職金を請求される方(被共济者)と共济手帳の内容についてご記入ください。

退職金を請求する方の住所、氏名、電話番号、郵便番号及びフリガナを記入してください。

請求年月日	令和 04年 05月 07日	退職金請求事由	平成 04年 03月 31日
請求人(本人または遺族)	現 姓 氏名 トウキョウウツシマクヒカシイケフクロ 1-24-1パークハイツ707 〒170-8055 東京 豊島 東池袋 1-24-1 パークハイツ707	フリガナ	勤退太郎
被共济者番号	991231234	性別	男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
被共济者氏名(カタカナにて左詰めで記入)	キンタイ タロウ	生年月日	大正 昭和 平成 39年 06月 03日
請求事由	2	職種	04
冊目	06	交付年月	平成 04年 01月

退職金請求事由の発生した年月日を記入してください。

請求事由の該当番号を下記3から選び記入してください。



2. 振込金融機関の記入例

退職金は、請求人個人の普通預金口座に振り込みます。

金融機関名・口座名義人名(カタカナ)・口座番号を記入してください。
(漁業協同組合・ネットバンクは取扱っておりません。)

2. 振込口座を指定してください。

振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込	添付書類	次のいずれかの資料を用意してください。 ※金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかるもの □通帳の見開きコピー □キャッシュカードのコピー □照会画面の印刷 コピーは裏寸大に切り取らずA4サイズの紙にコピーしてください
金融機関名	東西 池袋	口座名義人	「カタカナ」で記入 キンタイ タロウ
口座番号	0012345	金融機関コード	99999
店鋪コード	123		

金融機関名、支店名、口座名義、口座番号のわかるものの写しを必ず添付してください。(通帳の見開きコピー、キャッシュカードのコピーなど)

3. 退職金の請求事由とその証明

請求事由欄に記入した番号に該当する**必要な証明**を**証明欄に必ず**受けてください。

<退職金請求事由>	事業主の証明
1 独立して事業をはじめた	最後の事業主または事業主団体の証明
2 無職になった	最後の事業主または事業主団体の証明
3 建設関係以外の事業主に雇われた	現在の事業主の証明
建設関係の事業所の社員や職員になった	現在の事業主の証明
4 (自らが事業主に就任した、または役員報酬を受けることになった場合も含む)	(現在の事業主の証明及び商業登記簿謄本写し)
5 けが・病気のため仕事ができなくなった	最後の事業主の証明または医師の診断書
6 満55歳以上になった	(最後の事業主の証明の有無は問いません)
7 本人が死亡した	(最後の事業主の証明の有無は問いません)

退職金請求必要書類早見表

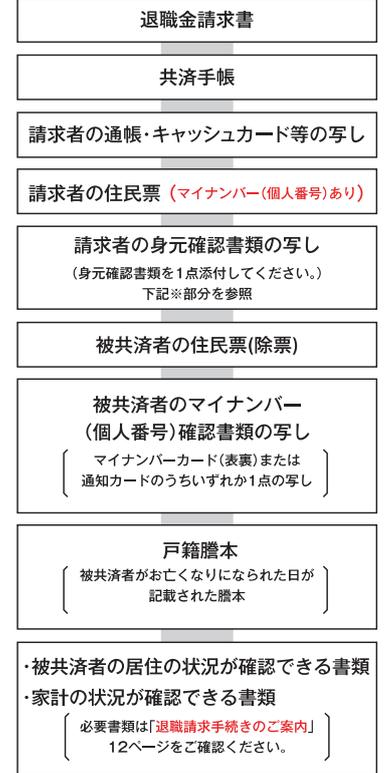
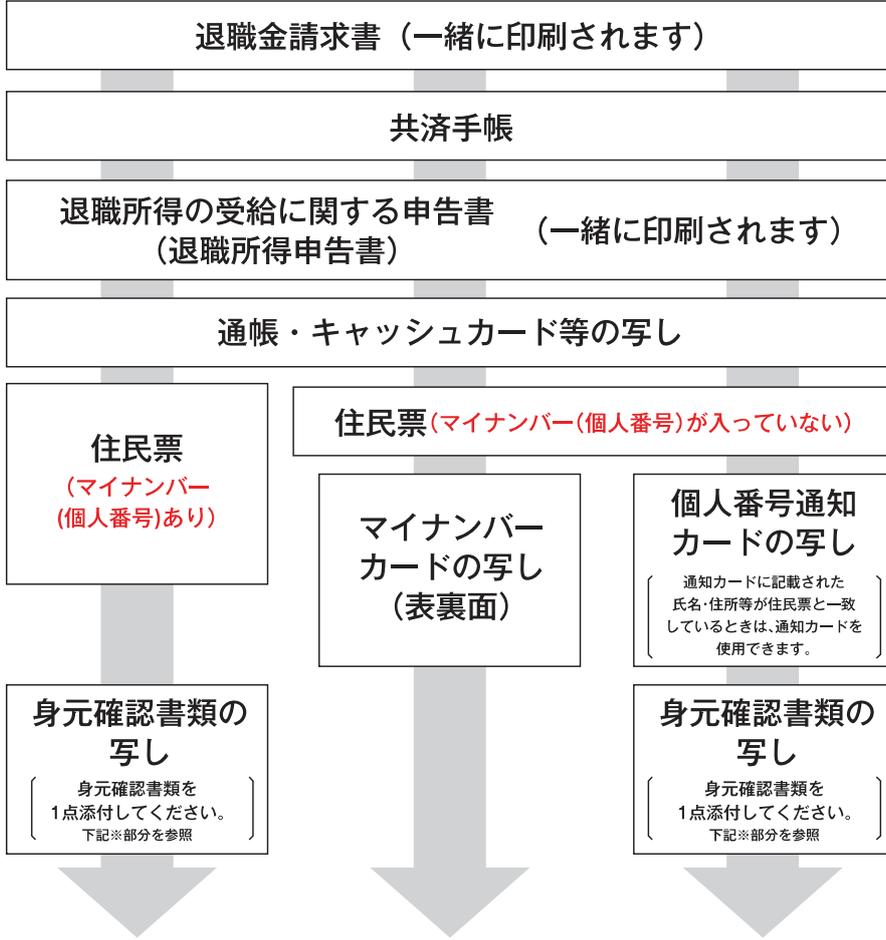
被共済者本人による請求であれば①、②、③のうちいずれかの書類が必要です。
遺族による請求であれば④の書類が必要です。

【被共済者本人による請求】

【遺族請求】

亡くなられた被共済者の配偶者が請求する場合

→請求できる人や書類の確認については最寄りの建退共支部へご連絡ください。



①	②	③	④
<input type="checkbox"/> 退職金請求書	<input type="checkbox"/> 退職金請求書	<input type="checkbox"/> 退職金請求書	<input type="checkbox"/> 退職金請求書
<input type="checkbox"/> 共済手帳	<input type="checkbox"/> 共済手帳	<input type="checkbox"/> 共済手帳	<input type="checkbox"/> 共済手帳
<input type="checkbox"/> 退職所得申告書	<input type="checkbox"/> 退職所得申告書	<input type="checkbox"/> 退職所得申告書	<input type="checkbox"/> 請求者の通帳・キャッシュカード等の写し
<input type="checkbox"/> 通帳・キャッシュカード等の写し	<input type="checkbox"/> 通帳・キャッシュカード等の写し	<input type="checkbox"/> 通帳・キャッシュカード等の写し	<input type="checkbox"/> 請求者の住民票 (マイナンバー(個人番号)あり)
<input type="checkbox"/> 住民票(マイナンバー(個人番号)あり)	<input type="checkbox"/> 住民票(マイナンバー(個人番号)記載なし)	<input type="checkbox"/> 住民票(マイナンバー(個人番号)記載なし)	<input type="checkbox"/> 請求者の身元確認書類の写し
<input type="checkbox"/> 身元確認書類の写し (下記※部分を参照)	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの表裏面の写し	<input type="checkbox"/> 個人番号通知カードの写し	<input type="checkbox"/> 被共済者の住民票(除票)
		<input type="checkbox"/> 身元確認書類の写し (下記※部分を参照)	<input type="checkbox"/> 被共済者のマイナンバー(個人番号)確認書類の写し
			<input type="checkbox"/> 戸籍謄本
			<input type="checkbox"/> 被共済者の居住の状況が確認できる書類
			<input type="checkbox"/> 家計の状況が確認できる書類

※身元確認書類の写しとして使用できるもの (いずれか1点の添付が必要となります。)

- 運転免許証
- パスポート(2020年2月4日以降に申請されたものは提出不可です。)
- 健康保険の被保険者証
- 年金手帳
- 在留カード
- 特別永住者証明

◎各書類の写しは、紛失等のリスクがあるためA4サイズの紙でコピーしてご提出をお願い致します。
健康保険の被保険者証をコピーする際には、記号・番号は読み取れないようマスキングしてください。

詳しくは、「退職金請求手続きのご案内」をご参照ください。

第180回 会社を継ぐために考えるべきこと

●相談内容●

現在、私が経営している会社は、私が一代で作上げた会社ですが、いずれは私が引退したのちに、子らに引き継がせたいと考えています。
今のうちからできることは何かあるでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

後継者問題を放置することで生じるリスク

後継者問題のリスクとして、会社の株式の問題があります。

会社の運営を考えたときには、株主総会の特別決議を成立させることができる3分の2(66.7%)を超える株式を保有してはなりません。とはいえ、中小企業においては、会社の代表取締役が株式を100%保有していることが多いでしょうし、経営権の問題は生じないと思われれます。

しかし、代表取締役が死亡したのちには、株式が相続人に分散してしまうことになり、そのことで経営権が分散してしまうこととなります。

その結果として、家族間で意思決定がまとまらないというリスク、経営に向かない人が経営権を保有するというリスクが考えられます。

他のリスクとして、会社が使用する不動産の問題があります。

会社の代表取締役名義の不動産を事業に使用していた場合、代表取締役死亡後は、当該不動産を相続した者が事業での使用を望まない場合、事業そのものを行うことが困難になる可能性があります。

自分が引退した後、自分が死亡した後のことを考えることはためらいがあるかもしれませんが、後継者問題を放置することは会社の今後に大きな悪影響を及ぼすということを知っておいていただきたいです。

考えられる対策

上記の問題を解消するための主な方法は、代表取締役個人が持っている財産(特に株式、不動産)を洗いざらいにし、それらについて、生前贈与、遺言書の作成を行うことです。

つまり、上記のリスクを回避するためには、財産を取得すべき人が取得するという状態にすることが必要です。

もちろん財産を承継する人は、相続人に限る必要はなく、親族以外の第三者も候補になりえます。

可能なうちから早くアクションを

まだまだ自分は元気で現役で働くことができるから、今は後継者問題について考えることができないという人もいるかもしれません。

自身が元気なうちだからこそ、自分が作った会社、守ってきた会社を今後どのようにしていきたいか、考えることができるわけです。

また、早期に対応することで、財産をどのようにするか、複数の選択肢を持つことができるのです。いざというときに遺言を作ることができないということもあるわけです。

もっとも、後継者問題については、遺言書の作成や、贈与にあたっての税金の問題等は、専門家の知識が必要となります。

まずは、具体的な案がなくても早めにご相談いただければと思います。後継者候補の方がご相談に来られても構いません。

建設共済保険事業に加え「育英奨学事業」も実施！ 返済不要の奨学金制度です！

☆本奨学金制度は、業務災害または通勤災害により、死亡、障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

☆共済団の奨学金制度は他の奨学金制度とも併用可能であり、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施しており、令和 6 年 3 月末日現在で奨学生の延べ人数は 9,118 人、累計給付額は 18 億 964 万円となっています。

◎給付額は以下の通りです

要保育児	月額 12,000円	年額 144,000円
小学生	月額 15,000円	年額 180,000円
中学生	月額 20,000円	年額 240,000円
高校生	月額 19,000円	年額 228,000円
大学生等	月額 39,000円	年額 468,000円



<法定外労災補償制度> 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！ —死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償—

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和 45 年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成 25 年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において 15 点の加算

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ 0120-913-931
その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会
Tel 086-225-4131

建設共済保険

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ 令和7年8月保険開始版



建設業総合補償制度 のご案内

● 第三者賠償補償

● 工事補償 (土木工事・建築工事・組立工事)

補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和6年11月現在)

主な補償内容<支払限度額>

充実の補償内容

身体賠償

1名につき **1億円** (または**2億円、3億円**) 1事故につき **3億円** (または**5億円、10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

財物賠償

(管理財物の損壊を含む)

1事故につき **1億円** (または、**3,000万円、5,000万円、3億円、5億円、10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

免責金額 (自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)

借用・支給財物損壊補償

1事故、保険期間中 **500万円** または **1,000万円** (免責金額1事故につき5万円)



地盤崩壊危険補償特約 (オプション)

財物賠償

1事故、保険期間中 **1,000万円** または **2,000万円**

免責金額 (自己負担額)

1事故につき **5万円**

※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき保険金をお支払いする「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)」や「(ワイドプラス補償)」もごさいませ!

詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約 (オプション)

支払限度額

1回の災害および保険期間中 **5,000万円** または **1億円、2億円、3億円**

雇用慣行賠償責任補償特約 (オプション)

用人等に対して行った不当な処遇やハラスメントなどの不当行為、または第三者に対して行ったハラスメントに起因する損害賠償責任を補償します。

第三者賠償補償 (損害保険)

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

1工事あたりの
支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき **2,000万円** もしくは
各工事の保険金額 (= 請負金額) のいずれか低い額

1事故あたりの
免責金額 (自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**

(2) 盗難の場合: **10万円**

(3) (1) (2) 以外の事故による場合: **100万円** または **150万円**

*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。



1事故あたりの
支払限度額

各工事の保険金額 (= 請負金額)

※工具は、保険期間中100万円まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの
免責金額 (自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**

(2) (1) 以外の事故による場合: **10万円**

土木工事保険

建設工事保険

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償 (土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有 (管理) 者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

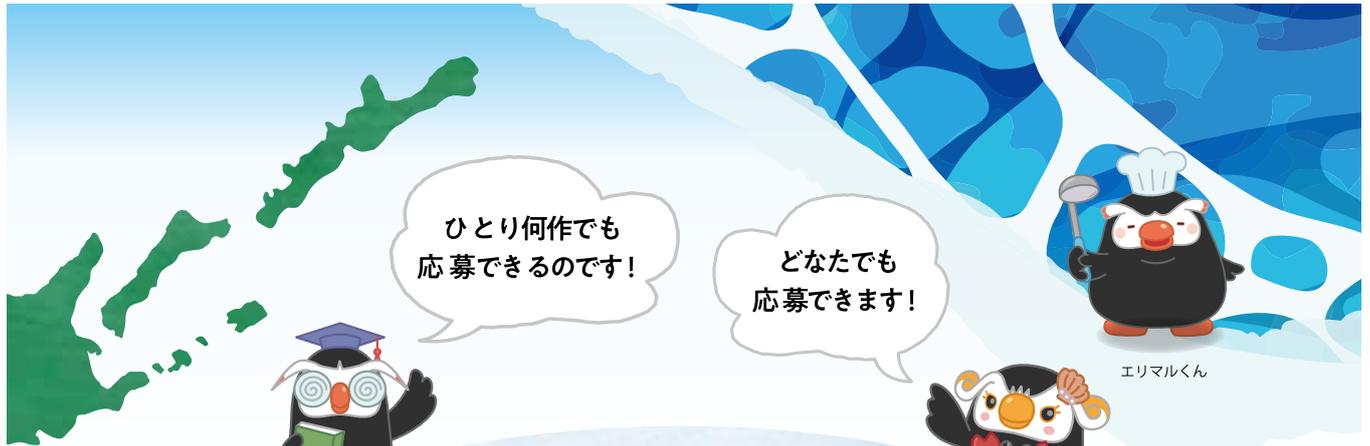
株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問合わせください。

B25-900115 承認年月:2025年4月

(北方領土問題キャッチコピーの募集)



ひとり何作でも
応募できるのです!

どなたでも
応募できます!

エリヨシくん

エリマルくん

エリナちゃん

北方領土問題

キャッチコピーの 募集

みんなのアイデアが **カ** になる

応募期間

令和7年
5/20(火)
▼
9/30(火)

応募はこちらから



みんなの力を
貸してほしい
ッピ!

北方領土イメージキャラクター
エトピリカの女の子
エリカちゃん



最優秀賞

5万円
(1名)
賞状+賞金

優秀賞 (4名) ... 賞状+賞金 2万円

佳作 (5名) ... 賞金 5,000円

参加賞 (抽選で50名)
... QUOカード 1,000円相当

●同一の作品が入賞した場合、その応募者全員を入選者としませんが、表彰の受賞者は選考会による抽選で1名を決定します。

●高校生以下の受賞者は、賞金かわり図書カードを授与します。

3分でわかる!
北方領土問題



お問い合わせ

北方領土問題キャッチコピー(令和7年度)募集係
TEL: 03-5405-2065 (平日 10:00 ~ 17:00)

主催

独立行政法人北方領土問題対策協会 <https://www.hoppou.go.jp/>

※本応募票、応募用紙(学校用)、学校応募添付台紙は上記 URL からダウンロードできます。

応募の詳細は
裏面にあるよ



エリオくん



北方領土問題

キャッチコピーの募集

みんなのアイデアが **力** になる

応募期間

令和7年 **5/20 火** ▶ **9/30 火**

お問い合わせ

北方領土問題キャッチコピー（令和7年度）募集係
TEL：03-5405-2065（平日 10:00～17:00）

主催

独立行政法人北方領土問題対策協会
<https://www.hoppou.go.jp/>

応募方法

①～⑤のいずれかの方法でご応募下さい。

①はがきの場合 ※締切日消印有効

- この紙の必要記入事項・応募作品欄に記入
- 線にそって切り取り、はがきに貼って郵送する

②封書の場合 ※締切日消印有効

- この紙の必要記入事項・応募作品欄に記入
- 切り取らずに封筒に入れ、下記住所に郵送する

〒105-0011 東京都港区芝公園 1-8-21-5F (㈱公募ガイド社内)
「北方領土問題キャッチコピー（令和7年度）募集係」宛

③ファックスの場合 ※当日必着

- この紙の必要記入事項・応募作品欄に記入
- 切り取らずに下記番号にファックスを送る

03-5405-2061

④電子メールの場合 ※当日必着

- 氏名（ふりがな）・年齢（任意）・性別（任意）・職業
- 住所・電話番号・この募集を何で知ったか
- 作品（ふりがな）を記入

hoku2025@koubo.co.jp

⑤ホームページから ※当日必着

<https://koubo.jp/contest/265676>

ご応募にあたって

●本応募用紙の必要事項を全てご記入の上、ご応募ください。●AI（人工知能）を使用した作品の応募はご遠慮ください。●1人何作品でも応募できます。ただし、入選作品は1人1作品までとします。●入選作品は、啓発グッズ、パンフレット等に使用します。●ご応募いただいた作品は返却いたしません。また、入選作品の著作権は主催者（独立行政法人北方領土問題対策協会）に帰属します。●学校・クラス単位で応募いただく場合には、所定の応募用紙（学校用）に「学校応募添付台紙」を同封の上、お送りください。●今回の募集で得た個人情報、入選作品の選考と発表、入選者、当選者への連絡等を目的に利用するとともに、安全に管理します。

一般応募用紙

□□□□□□□□



〒105-0011

東京都港区芝公園 1-8-21-5F (㈱公募ガイド社内)

「北方領土問題キャッチコピー（令和7年度）募集係」宛

ふりがな	年齢 (任意)
氏名	性別 (任意) 男・女
職業	
住所 〒	
電話番号 (ハイフンなし)	
この募集は何で知りましたか？	
<input type="checkbox"/> 協会 Web サイト	<input type="checkbox"/> 雑誌「公募ガイド」
<input type="checkbox"/> 公募 Web サイト	<input type="checkbox"/> 協会からの案内
<input type="checkbox"/> その他 ()	

応募作品欄

作品 1	ふりがな
作品 2	ふりがな
作品 3	ふりがな

梅雨期の交通事故防止について

梅雨期は、天候不順に伴う交通渋滞や、視界不良、スリップによる交通事故の危険が高まります。次のことに特に注意して、安全運転を心がけましょう。

1 できるだけ公共交通機関を利用しましょう

雨の日の運転は、交通渋滞やスリップ、視界不良などの悪条件が重なり、特に気を使います。こんな時こそ、マイカーの使用を控えて、公共交通機関を利用しましょう。

2 運転はゆとりをもって！

雨の日は交通渋滞が起こりやすく、イライラしがちですが、そのような状態で運転するのは非常に危険です。いつも以上に心と時間にゆとりを持って、安全運転を心がけましょう。また、雨で濡れた道路はスリップしやすく、停止距離も長くなるため、スピードは控えめに、車間距離も十分とりましょう。

3 視界はクリアに！

雨の日は、車のガラスの内側が曇りがちになり、視界を妨げ危険です。車の「デフロスター」（霜取り装置）や「リアデフォグ」（リアガラスの電熱線）を作動させて曇りを除去し、視界を確保しましょう。

4 ライトは早めに点灯しましょう

雨の日は、昼間でも薄暗く、視界も狭くなりがちです。また、歩行者は傘をさしているため、車の接近に気づかないことがあります。昼間であってもライトを点灯し、周りに自分の存在をアピールしましょう。

5 心と車の状態をチェック！

天候不順で体調を崩したときや、気分が優れないときは、できるだけ運転を控えましょう。また、タイヤの溝や空気圧、ワイパーの状態、ガラスの汚れ・油膜の除去など、車の点検も運転前に十分に行いましょう。

6 自転車の運転も十分注意して！

自転車の傘さし運転は法令違反であるだけでなく、傘が視界をさえぎったり、片手運転でハンドルやブレーキ操作が不安定になったりします。自分だけでなく、周囲の歩行者や車にも危険を及ぼすので絶対にやめましょう。また、カッパを着用すると視界が狭くなるため、ふだん以上に安全運転を心がけましょう。

7 反射材などで自分をアピール！

雨の日は、自動車から歩行者や自転車が見えにくくなります。道路を横断する際は、左右の安全をしっかりと確認しましょう。また、夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装や反射材を身に付け、自転車はライトを点けて、自分の存在をアピールしましょう。

協会日誌

- 7. 5. 8 第7回労務費の基準に関するワーキンググループ
- 7. 5.19 西日本建設業保証(株)取締役会 (大阪)
- 7. 5.21 岡山県建築住宅センター(株)取締役会
- 7. 5.28 令和7年度定時総会・表彰式
- 7. 5.30 (公財)岡山県建設技術センター評議員会

とれたて おかやま いただきます!



地産地消♪パフェ

進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp